

させぼ 農業委員会だより

No.22 2020年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111
佐世保市ホームページ：<https://www.city.sasebo.lg.jp/>



松原町の赤そば

主な内容

◎新年のごあいさつ	2
◎農業委員及び農地利用最適化 推進委員の募集	3~5
◎市長への意見及び回答	6~7
◎農家紹介	8~9
◎農業委員会からのお知らせ	10~14



新年の「こあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 八並秀敏



新年明けましておめでとうございます。

農家の皆様に

おかれましては、

さて、現在、農業を取り巻く環境につきましては、基幹的農業従事者の減少や高齢化、収益性の低迷、輸入農産物との競争激化など、さまざま

新春をお迎えのことと衷心よりお慶祝年を振り返りますと、9月の台風15号、10月の台風19号の日本上陸など、日本各地で大規模な被害が生じた一年でした。8月には佐賀県と

まさに問題が山積しております。このような中、国は「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」、「水田フル活用と経営所得安定

対策の確実な実施」、「農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化などを目標に政策を打ち出しているところです。

政府は、担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理事業を見直し、人・農地プランの実質化などを推し進めている状況です。「将来にわたって地域の農地を誰が担つていくのか」「誰に農地を集積・

集約化していくのか」など、話し合いを活発化することが、地域の農業・農地を守つていくため重要な位置づけられています。

私たち農業委員会も、地域の農地集積の取り組みに協力していくことを願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が幸多き年でありますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶に代えさせていただきま

年頭の「こあいさつ

佐世保市長

朝長則男



ます。

農業委員会の皆様におかれましては、担い手への農地利用の集積・集

約化や遊休農地の解消、新規参入の促進など、本市農業の振興に幅広く

おめでとうござります。

新春明けましておめでとうござります。

皆様におかれましては、輝か

しい新年をお迎

えになられたこととお慶び申し上げ

ます。

一方、昨年8月には、西九州佐世保広域連携事業として、「農水産物等特產品販路拡大事業」をスタートし、本市を含む西九州で育まれた食材を国内外にPRし、販路拡大を図る「西九州食材プロジェクト」を開始しました。恵まれた自然環境で丁寧に手をかけて生産された特產品の魅力を、さらに多くの皆様に知つていただく機会がこれまで以上に広がるものと考えております。

近年、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者の減少、異常気象への対応など、依然として多く

は、いつもこのようないい一年になりますことを心から祈念申し上げます。

ご尽力いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国的に自然災害が多い一年であり、本市におきましても、8月に発生した九州北部豪雨により、江迎川の氾濫や浸水、断水等の被害が発生しました。その後も、台風15号、19号の上陸により、日本各

地で甚大な被害が発生しており、日々から安全や防災について一人一人が強く意識しておくことが重要であると改めて感じております。本市におきま

しても、このような災害に對して、今後とも地域防災計画に基づき、災害の未然防止や軽減を図っていく所存でございます。

一方、昨年8月には、西九州佐世保広域連携事業として、「農水産物等特產品販路拡大事業」をスタートし、本市を含む西九州で育まれた食材を国内外にPRし、販路拡大を図る「西九州食材プロジェクト」を開始しました。恵まれた自然環境で丁寧に手を

かけて生産された特產品の魅力を、さらに多くの皆様に知つていただく機会がこれまで以上に広がるものと考えております。

本市としましても、引き続き農業委員会との関係を密にして、新規就農者への支援等、できる限りの対策を講じ、本市の農業振興を図つてしまいりたいと考えておりますので、関係各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本年が皆様方にとりまして、実りの多い一年になりますことを心から祈念申し上げます。

はもちろん、これまで農業委員、農地利用最適化推進委員が担ってきた役割を精一杯果たし、農地利用の最適化に向け積極的に活動していく所存でございます。第23期農業委員会も今年7月までとなりますが、農業委員会が抱える問題解決に向け、最後まで尽力していく覚悟でございますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員会の委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します！

令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農業に精通した方ならどなたでも、自薦、他薦により候補者の応募をすることができます。

1 応募資格

(1) 農業委員会の委員

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- ② 法令の規定により、農業委員会の委員との兼職が禁止されていない職の者

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者
- ② 法令の規定により、農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されていない職の者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員となることができません。

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

2 募集人数

(1) 農業委員会の委員

19人

(2) 農地利用最適化推進委員

18人

【農地利用最適化推進委員が担当する区域割】

区域番号	担当区域名	定 数	区域番号	担当区域名	定 数
1	針尾地区	1	10	皆瀬地区	1
2	江上地区	1	11	中里地区	1
3	宮地区	1	12	相浦、九十九地区	1
4	三川内地区	1	13	吉井地区	1
5	早岐地区	1	14	世知原地区	1
6	日宇地区	1	15	宇久地区	1
7	佐世保地区	1	16	小佐々地区	1
8	柚木地区	1	17	江迎地区	1
9	大野地区	1	18	鹿町地区	1

3 応募方法

自薦または他薦(団体推薦または個人3名以上の連名による推薦)による。

※農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。

※農地利用最適化推進委員は複数の区域に応募することができます。

4 応募受付期間

令和2年2月3日(月)から令和2年3月2日(月)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)

5 応募状況の公表について

応募状況について、中間経過及び最終結果を市ホームページで公表します。

6 選任方法

(1)農業委員会の委員

「農業委員会の委員候補者評価委員会」により候補者を評価し、佐世保市議会の同意を得て佐世保市長が任命します。

※ただし、法律の規定により、任命にあたっては次のような条件があります。

- ①認定農業者が過半を占めなければならない。
- ②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めなければならない。
- ③年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(2)農地利用最適化推進委員

「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」により候補者を評価し、佐世保市農業委員会が委嘱します。

7 職務内容

(1) 農業委員会の委員

- ・農業委員会総会に出席し、審議する。
- ・農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ・農地等の利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

(2) 農地利用最適化推進委員

- ・農業委員会総会に出席し、意見を述べる。
- ・担当する区域内の農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ・担当する区域内の農地等の利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更に対して意見を述べる。
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

8 任期

(1) 農業委員会の委員

3年間(令和2年7月20日から令和5年7月19日まで)

(2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日から令和5年7月19日まで

9 報酬等について

佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

10 その他

農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤の特別職の公務員です。

秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

11 問い合わせ、申込先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所13階

(1) 農業委員会の委員に関すること

農林水産部農業畜産課 ☎ 0956-25-9246

(2) 農地利用最適化推進委員に関すること

農業委員会事務局 ☎ 0956-37-6114

平成30年度
市長への意見の回答

農業委員会は、平成30年12月14日に朝長市長に対し意見を提出し、その回答を平成31年4月25日に受理しました。

1 有害鳥獸被害対策

②ジビエとしての活用の推進について、食肉としての活用が広がれば農村の活性化にも繋がる可能性があり、引いては捕獲頭数の増加が期待できる。ジビエの加工設備の強化や加工技術の向上等、捕獲から加工、消費までの手段を総合的に構築されることを提案。

①
被害

①被害防止機材の効果向上対策について、新たな支援策の検討、電気柵やワイヤーメッシュ柵の適正な管理・運用の指導。

②ジビエとしての活用の推進について、食肉としての活用が広がれば農村の活性化にも繋がる可能性があり、引いては捕獲頭数の増加が期待できる。ジビエの加工設備の強化や加工技術の向上等、捕獲から加工、消費までの手段を総合的に構築されることを提案。

①被害防止機材の効果向上対策については、国の事業を活用し整備を進めしており、事業の要件上、同じ場所において電気柵にワイヤーメッシュ柵を組み合わせて、二重に設置することは出来ません。被害防止の機能向上のための支援策におきましては、新たな被害防止対策について情報収集に努めてまいります。

電気柵を設置しても被害がある場合、雑草などが電線に触れて漏電していることや地面上にイノシシが侵入できる隙間があることなどが考えられます。

2 担い手の育成支援対策

〔意見〕

①新規就農者（若い手）への支援について、国等における新規就農者への支援措置の継続と更なる強化を図り、新規参入者が増加する施策の推進。
②農業用機械等の更新時の支援策について、営農の継続を可能とするため農業用機械等の更新時の支援策を考慮していただくよう要望。

市といたしましては、今後も有害鳥獣被害防止対策を積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これらを踏まえ、捕獲された有害鳥獣のジビエ肉としての加工から販売・消費までの手段を総合的に構築することにつきましては、引き続き猶友会や民間企業等からの依頼に対応できる限り協力したいと考えています。

一方、江迎町にある有害鳥獣有効利用組合（ヘルシーボア）では、ジビ工肉として町内の小売店で販売し、ふるさと納税の返礼品や近隣小・中学校の給食の食材として利用するなど、地域の活性化へ寄与しています。

では、防護柵の設置確認を行う際や防護柵の集落点検等においても指導を行っています。

②ジビエとしての活用の推進は、本市において、近年6千頭以上のイノシシが捕獲されていますが、ほとんどが焼却または埋却により処分されています。

ら機能向上、規模拡大、省力化の推進

進
上

よりは補助されで、また、これは、何卒ご理解をよろしくお願ひいたします。

国や県においても、その支援策が明らかにされず、これまでほとんど実施されていません。

②農業用機械等の更新時の支援策について、平成25年度から27年度までは、市内の施設の長寿命化対策として、市内的主要な農産物を生産されている施設を重点的に整備を図ってきたところです。一方で、機械等の更新に対する支援ということにつきましては、

市としましては、新規就農を希望する方に対し、県北地域就農支援センターと協力して就農相談を随時行っており、上記事業の活用をはじめ、各就農希望者に合わせた支援により、スムーズな就農と営農定着が図られるよう努めており、今後も継続してまいります。

〔意見〕 3 農道、水路整備の充実

意見

雨水の排水が営農上の支障とならぬいたためにも、側溝も含めた農道や法定外公共物である青線の整備等を実施していただき、営農環境の更なる向上を図つていただくよう要望。

市が管理する市有農道は、側溝等を整備し、路面排水等の処理を行つております。また、地元の方が管理されている耕作道で、市の助成事業の採択基準を満たし、要望があつたものに対しても認定農道として、側溝を含んだ道路の拡幅や舗装など地元の共同施工に対し事業費の7割を助成しております。

いずれの事業も実施を希望が多く、要望書の受付年度から事業着手までに3年から4年程度要しているところです。

一方、ご意見中の用水機能を兼ねていない排水のみの青線（法定外公共物）につきましては、農林水産部では助成事業の対象外としておりますが、農地に隣接したものについては、農林水産部が窓口となり調査を行つた結果、用水機能がないと判断した場合は、法定外公共物（道路・水路）を所管する土木部に整備要望を引き継ぐようにしておりま

させぼ農業委員会だより

4 國土調査(地籍調査)の早期実施

【意見】

農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきたい。特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきたい。

【回答要旨】

地籍調査事業は、国土調査法に基づき実施し、国は必要性・緊急性の高い地域を中心的に支援し、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業、保全につながる政策効果の高い地域を優先地域とする方針が示されております。

国、県に対する平成30年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

1 後継者、担い手対策(国・県)

- ①新規就農者(担い手)への支援
- 新規就農者が営農を開始する場合、省力化と生産性向上に必要な農業用機械や生産施設等は多額の経費が必要で、大きな負担となっている。

2 農地中間管理事業の推進

- ①農地中間管理機構を利用した農地の条件整備(県)
- 中山間地域や荒廃農地などは借り手が必要で、大きな負担となっている。

4 利用状況調査の見直し(調査期間の弾力化)(国)

- ①利用状況調査が夏場の暑い時期であるため、熱中症を防ぐために調査が短時間となり効果的な調査が出来ず、マムシ、ハチ、マダニ等による

新規参入者は自己資本も少なく、国等による新規就農者への支援措置の継続と強化を図り、新規参入者が増加する施策をお願いする。

②農業用機械等の更新時の支援策

これまで国県の補助事業で導入された農業用機械や生産施設等については、その耐用年数を超えて、更新の時期を迎えている。しかし、生産者の高齢化と農業所得の低迷もあり、更新がなされない状況が出て、今後、離農や農地荒廃が進むことが懸念されている。営農の継続を可能とするため農業用機械等の更新時の支援策について要望する。

③農産物価格の安定について

農産物価格の低迷や生産資材価格の高騰等もあり、農業所得は減少して、離農や農地の荒廃化が進んでいます。安心して営農できるよう、市場流通の需給バランスと農産物価格の安定を要望する。

④事業推進に伴う事務負担の軽減

中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等においては、集落等において事務等を担う者が高齢化等により退任した場合、複雑な事務処理を担える後継者が出てこず、事業が継続していかない事例も出始めている。地域の営農環境を図るため、事務の簡素化と継続的な支援策をお願いする。

が見つからず、集積が進まない現状である。借り手のニーズに対応するため、機構による農地の基盤整備について積極的に取り組むよう要望する。

②手続きの簡素化と期間短縮(国・県)

農地の貸し借りは、手続きに相当な時間を要し、書類作成が煩雑なことから、事業の妨げとなつている。

利便性を上げ、農地の利用集積に繋げるためにも手続き期間の短縮などを要望する。

③借受者に対する支援措置の創設について(国・県)

中間管理事業は、貸出者及び地域への支援措置となつているが、中山間部の条件不利地に貸出希望者が多く、ミスマッチが生じている。担い手農家が規模拡大等に繋がるよう国において支援措置の創設をお願いする。

3 機構集積支援事業の拡充(国)

農地の利用状況調査は、夏の暑い時期に苦労して実施しており、その事務費については、機構集積支援事業補助金を財源としている。近年、調査の際タブレット端末を導入している農業委員会がでてきており、本市も検討したいと考えているが、現在の補助金の枠では導入には踏み切れない。機構集積支援事業補助金額の拡充を要望する。

5 國土調査(地籍調査)の早期実施(国・県)

國土調査法に基づく地籍調査は、実施開始から半世紀以上が経過しているが、思うように進んでおらず、特に地方の農山村地域は、都市部に比べて調査が進んでいない。

一方、農業従事者の高齢化や不在地主問題により長年荒廃し、境界も特定できない農地が増え、農地の集積・集約化の阻害要因となつてている。このまま農山村地域の地籍調査の着手が遅れれば、土地の境界の目印や境界に関する記憶をお持ちの方が亡くなり、調査すら出来ない状況になり農地の利用集積に影響を与えることが考えられる。

このため、予算措置とともに、担い手への農地集積を図るため、特に農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきたい。

危険性も高く、雑草が繁茂しているため、現場に入れない場合もあるなど調査に多くの問題を抱えている。調査員の健康や調査効率等を考慮すると、気温が下がり雑草の生育が衰えた時期が調査には適当と考える。

～両親の跡を継いで～

早岐地区

重尾町の富永雅俊さん(40才、写真左)は、昨年5月に就農されたみかん農家。それまでは税理士事務所や商工会議所で経理の仕事をされていましたが、ご両親が元気なうちに跡を継ぎ、技術を取得したいと決意。現在はみかんを5.5ha、米を90ha、小菊を5ha作られています。

一昨年までは田植えや稲刈り時の繁忙期にお手伝いされました。が、一年をとおしての農作業は経験がなかつたため、様々なことを学び、吸収されていました。

農家になつてからは、時間が自由になり、ストレスがなくなつたとのこと。ご家族仲良く協力し合つて農業に取り組まれているらっしゃいます。

「近所にも年の若い農家が多いので、相談等もしやすく、心強い。地域全体で協力し合つて、みかんのブランド化を推し進めていきたい」と抱負を語つてくださいました。

富永さんは、奥様との間に小



(久野利幸委員取材)

3の娘さんと5歳の息子さんがいらっしゃいます。仕事をしているところを見てもらい、将来農業に興味を持つて、後を継いでくれたうれしいと期待されています。

これからは、品質向上や規模拡大に力を入れていきたいと意気込みを語る富永さん。お父様からは、早起きした方がいいとエールがありました。大変お忙しい中、取材にご対応いただきましてありがとうございました。

農業を始めたきっかけは、父親が専業農家だつたため。後継者についても、ご子息の泰憲さんとお嫁さんの美恵さんが控えていらっしゃいます。泰憲さんの地区の先輩も農家であり、心強く感じております。

毎年6月中旬には、JA柚木の広場にてメロン祭りを行つておられ、地域の活性化に一躍を担つていらっしゃいます。また憲市さんは、地区での信望も厚く、メロン部会の部会長を務められています。部会としても、市内のイベント等に数多く出品され、場の賑わいにご協力いただいています。また、佐世保・伊万里の各市場にも出荷され、その評価は絶大なものですね。

トマトは、友人である農協指導員の勧めで育てていらっしゃいました。農業を通して仲間ができ、励

今回は、高花町の小川憲市さん(46歳)をご紹介いたします。小川さんは、30年以上前からメロン栽培を手掛けられ、奥様の芳江さんとお二人で営農されています。

水田は90ha、畑は15ha、ハウスは20haで、春・夏はメロンを作られています。メロンの後作には9月・1月に収穫する抑制トマトを作付されています。

みになつていているそうです。
「息子夫婦に農業がより魅力的なものだと感じてもらえるよう、さらなる経営の充実を図りたい。そして農業で地区を盛り上げたい」と語る憲市さん。その熱意に満ちた表情が印象的でした。

取材時は、収穫前のトマトがたくさん育っていました。一番忙しい時期にもかかわらず、快く取材に応じて頂きありがとうございます。

(井手源一郎委員取材)

～メロンと共に30数年～

柚木地区



～サラリーマンからイチゴ農家へ～

吉井地区

今回は、吉井地区の新規就農者、堀修逸さん(43才)をご紹介いたします。

堀さんは、就農する前に銀行員などのお仕事を経験されました。が、独立したい願望があり、数ある選択肢から農業を選択されました。そして、色々な作物を検討した結果、女性や子供からも人気が多く、収益性、将来性も期待できる点から、最終的にイチゴ栽培を決断されました。

平成29年11月長崎県新規就農相談センターで研修開始。2か月間の基礎技術研修(座学)の後、吉井町の松永康則さん方で10か月間のマンツーマン研修を受け、イチゴ栽培の技術を学ばれました。その後、吉井町にお住まいになり、就農開始。農地は所有されていませんでしたが、現在7ヶを借りてハウスで「ゆめのか」を栽培されています。

農業をして大変だったことは、

繁忙期は妻に手伝つてもらつたにもかかわらず、徹夜が3日続いたこと。それでも最初はすべてが経験と前向きに捉え、師匠の松永さんから示された一年目の目標を見事クリア。その経験を活かして、作業や手入れの仕方を工夫し、時間を作つていき

たいそうです。
それでも念願の経営者として独立できたことで、モチベーションは高く保つておられます。「今後は、収量を上げるため、作業の効率化を図り、5年以内に規模拡大したい」と意気込みを語つてくれました。そして、色々な作物を検討した結果、女性や子供からも人気があり、収益性、将来性も期待できる点から、最終的にイチゴ栽培を決断されました。

お忙しい中、快く取材にご協力いただきましてありがとうございました。今後のご活躍を祈念しております。

(田中広昭委員取材)



全国農業新聞



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。

「週刊」という1週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

発行日 毎週金曜日

購読料 1ヶ月 700円

申込 農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ

農政ニュース・ 解説等

1週間の農政ニュース、農業情勢をまとめてチェックできます。日本で唯一の農地制度の専門紙ならではの視点で、話題のトピックを解説します。

経営・技術・ 流通

よりよい経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の情報を届けします。

地方版

身近な地域の話題など、地域密着の記事も充実。

その他、食、健康、くらしなど女性にも満足いただけるような記事も満載！



農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入できる
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 3 保険料の額(月額2万円から6万7千円)は自由に決められる
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 5 税制面の優遇措置がある
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

女性に優しい年金♪
農地の権利名義は必要ありません。女性も単独で入れます。

【加入要件】
 ・年間60日以上農業に従事
 ・国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)
 ・60歳未満

若年層には手厚い政策支援(国庫補助)があります。
 ・39歳までに加入
 ・農業所得が900万円以下
 ・認定農業者で青色申告者など

農業者年金の3つのメリット

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。

- ・保険料の支払いが厳しい時などは、途中脱退ができます。この場合、納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)また、加入要件を満たせばいつでも再加入ができ、年金原資の積立を再開できます。
- ※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(月額400円)加入が必要です。
- ※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

お問い合わせは、農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。
農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。

[農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp/>]

農業者年金で安心して楽しい農業

江迎町 池田 均さん

今回ご紹介する池田均さんは、40歳までは大工の仕事を専業でされていましたが、父親の農業者年金受給を機に農業を任せられ、建築業と農業の兼業で就農されました。もともと長男ということもあり、農作業も苦にならないと、前向きに取り組んでいらっしゃいます。

現在農業は、水稻140haに加え、繁殖和牛五頭の営農をされています。

農繁期にはシルバーハンチングセンターを利用され、「にこまる」と「つや姫」を特栽米として農協へ出荷されています。



農業は自然には左右されます
が、人には左右されないところ
が面白い。年を重ねるほど魅力
を感じています。』と語る池田さ
ん。年金受給後もさらなる活躍
が期待されます。

(永田富士夫委員取材)

家族経営協定をご存知ですか？ 魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営(パートナーシップ経営)を確立する大変有効な手段です。

それ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定がめざすもの



① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任
ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○農業者年金の保険料助成(国庫補助)

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫補助があります。

農地に関する手続きについて

農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、長崎県知事の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。自己の農地に、耕作道路を整備する場合など、許可が不要なものもありますが、この場合も農業委員会への届出が必要です。

転用許可を受けずに農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、原状に回復した後でなければ、原則、許可を受けることができません。また、権利取得ができなかつたり、無断転用者に対し長崎県知事よりその必要な限度において工事等の中止、または相当の期間を定めて原状回復その他は違法行為の是正のため必要な措置を命じられたりするほか、罰則が適用されます。

農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畠転換、畠地嵩上げの改良工のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。具体的な基準としては、盛土や切土を行う施工面積が3千平方メートル未満で、かつ、盛土、切土の高さが2メートル以内である必要があります。また、農地改良完了させ、1年内に作付を行わなければなりません。

工事完了時には、機械利用の利便性の向上、一団地あたりの面積が従前より広くなる等、施工前より生産性が向上するなど、優良な農地となるものでなければなりません。また、作物の作付をもつて農地改良の完成となります。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き(利用権設定や農地中間管理事業の活用、農地法第3条許可)をお願いいたします。

農地の権利設定 権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられています。農地の売買をしても、農地法の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができません。また、法的な貸借契約の手続きを行わず、貸し手側及び借り手側のお互いの承諾だけでは農地の貸借をしていることを「ヤミ小作」といいます。これは農地法違反であり、契約そのものに法的な効力が生じていません。法律の保護を受けられず、借り手にとつては、農業を営む上で不安定な状態になります。しかし、ヤミ小作が違法状態とはいえ、長期間に亘りその関係が継続されれば本来、当然の権利・義務として相手方に主張できることができなくなる可能性もあります。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

確認ができ次第、非農地通知を順次発出していますが、全体の発出が終るまでには相当期間を要します。

非農地通知について

農地の利用状況調査において、次の基準に該当するものに対して、非農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等が計画されない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しない。

【自然荒廃による非農地の基準】
農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等が計画されない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しない。
ア その土地が森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための条件整備が著しく困難な場合
イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
確認ができ次第、非農地通知を順次発出していますが、全体の発出が終るまでには相当期間を要します。
そのため、右記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があつた場合については、隨時、非農地通知の発出を行っていますのでご相談ください。

「農地中間管理事業」を活用しましょう！

※農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が設立されています。

出し手

- ・農業を引退したい
- ・経営面積を減らしたい
- ・貸したいが受け手が見つからない

受け手

- ・経営規模を拡大したい
- ・分散した農地をまとめたい
- ・新規に農業を始めたい

農地中間管理機構(長崎県農業振興公社)

- ・出し手と受け手の希望がマッチングしたから、契約手続きを行っていきます。
- ・受け手がまとめた農地で営農ができるようにします。

出し手のメリット

- ◆次の受け手を機構が探します。
借り手側の都合で耕作できなくなつた農地の次の受け手を最長3年間探します。
- ◆地代は機構を通して支払われますので、未納の心配がありません。
- ◆貸付後の利用状況は市が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。
- ◆要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

受け手のメリット

- ◆公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめたりすることが容易になります。
- ◆希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができる場合があります。
- ◆新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。

両者のメリット

- ◆草刈保険付き契約
農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈など農地を荒らさない管理(中間管理)を、経費は機構持ち(国・県が全額負担)で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことができます。

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<認定農業者農地集積助成金(市)>

【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること

【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること

【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること(使用貸借、所有権移転は含まない)

[初年度のみ交付]

基 本	新規設定 1万2千円/10㌃ 再設定 6千円/10㌃	加 算	遊休農地加算 6千円/10㌃ (農用地区域内であること、新規設定時のみ)
--------	-------------------------------	--------	---

◆平成30年 農地の賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料(10㌃あたり)は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

田(水稻)

地 域 名		平均額(データ数)	
旧佐世保市	基盤整備地	12,000円	(50)
	未整備地	11,200円	(36)
吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町	基盤整備地	6,800円	(100)
	未整備地	6,100円	(52)
宇久	全 域	9,800円	(3)
(参考)佐世保市平均		8,400円	(241)

畑(飼料作物)

地 域 名		平均額(データ数)	
宇久以外	全 域	3,800円	(41)
宇 久	全 域	3,300円	(70)
(参考)佐世保市平均		3,500円	(111)

畑(その他)

利 用 目 的		平均額(データ数)	
普 通 畑		6,900円	(37)
樹 園 地	市 全 域	9,300円	(62)
ハ ウ ス		40,400円	(34)



(広報班班長 長谷川清美)

農家の皆様、新年明けましておめでとうございます。
ここに、第22号「させぼ農業委員会だより」をお届けすることができます。

昨年を振り返りますと、日本列島北から南まで全域に渡り、暴風、大雨、洪水により大災害の年でありました。本市においても、台風による被害があり、農業を営む私達にとって、多難な一年であります。

今年一年が皆様方にとりまして、良い年になりますように農業委員、農地利用最適化推進委員が協力、努力してまいります。

最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に心からお礼申し上げます。

ここに、第22号「させぼ農業委員会だより」をお届けすることができます。

編集後記